

西郷村告示第7号

平成24年第1回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成24年2月27日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成24年3月5日
2. 場 所 西郷村議会議事堂

## 忘招不応招議員

・忘招議員（18名）

1番	鈴木勝久君	2番	真船正晃君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	徳田進君	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	高木信嘉君	14番	後藤功君	15番	佐藤富男君
16番	室井清男君	17番	大石雪雄君	18番	鈴木宏始君

・不応招議員（なし）

平成24年第1回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

平成24年3月5日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
- 日程第 4 議案第 2号 西郷村課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5号 西郷村震災復興基金条例
- 日程第 8 議案第 6号 西郷村東日本大震災復興交付金基金条例
- 日程第 9 議案第 7号 西郷村暴力団排除条例
- 日程第10 議案第 8号 西郷村税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 9号 西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 西郷村老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第14 議案第12号 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 西郷村営住宅等条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 西郷村公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 西郷村道路線の認定について
- 日程第19 議案第17号 区域外市道路線認定の承諾について
- 日程第20 議案第18号 指定管理者の指定について（高齢者生活支援センター及びデイサービス）
- 日程第21 議案第19号 指定管理者の指定について（温泉健康センター及び家族旅行村）
- 日程第22 議案第20号 平成24年度西郷村一般会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成24年度西郷村墓地特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成24年度西郷村国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成24年度西郷村土地造成事業特別会計予算

- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度西郷村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度西郷村介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度西郷村一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度西郷村墓地特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算  
（第 4 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算  
（第 5 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 5 号）
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算  
（第 4 号）
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度西郷村工業用水道事業特別会計補正予算  
（第 5 号）
- 日程第 4 1 報告第 1 号 専決処分の報告について（専決第 1 号）

・出席議員（18名）

1番	鈴木勝久君	2番	真船正晃君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	徳田進君	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	高木信嘉君	14番	後藤功君	15番	佐藤富男君
16番	室井清男君	17番	大石雪雄君	18番	鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	大平一美君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	藤田雄二君	参事兼 福祉課長	君島喜弘君
参事兼 健康推進課長	円谷文雄君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課長	金田勝義君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	須藤清一君	上下水道課長	池田有次君
学校教育課長	水野由次君	生涯学習課長	相川博君
農業委員会 事務局長	皆川博三君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 庶務係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開会及び開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年年第1回西郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

去る2月23日に開催されました福島県町村議会議長会定例総会において、当西郷村議会が優良町村議会として全国町村会議長会より表彰されましたので、ご報告いたします。

続きまして、去る2月10日、西白河地方町村議会議員研修会におきまして、西郷村議会から高木信嘉議員と矢吹利夫議員が永年勤続表彰を受けられましたので、ご報告申し上げますとともに、ここで表彰伝達を行います。表彰された高木信嘉君、矢吹利夫君、前へお進みください。

（表彰状の伝達）

○議長（鈴木宏始君） 受賞されました高木信嘉君、矢吹利夫君、誠におめでとうございます。

次に、先月までの議長行動表、監査結果報告書、入札結果報告書、西郷村温泉健康センター指定管理業務報告書、平成23年第3回西郷村議会臨時会会議録並びに平成23年第4回西郷村議会定例会会議録を、それぞれお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、一般質問の通告であります。本日正午締め切りですので、ご留意願います。

次に、これまでに受理しました請願1件、陳情2件につきましては、会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席をしております。

次に、議長から報告をいたします。

先の福島県白河地方・会津地方損害賠償対策本部の経過についてであります。

まず、原子力損害賠償紛争審査会が示した中間指針追補によって、賠償対象を区域外となった白河地方、会津地方の合わせて26市町村の首長と議長並びに福島県による損害賠償対策本部を設立することとなり、1月18日に福島市サンパレス福島において設立総会を開き、設立することに決定しました。翌1月19日に、文科大臣が福島県庁を訪れる予定に従い、午前9時30分から40分まで10分間、福島県庁本庁舎2階応接室において、平野博文文科大臣と会見しました。対策本部としての要望を申し述べ、県南地方9市町村がそれぞれ実施した署名簿を平野大臣に直接手渡しました。

次に、1月25日、午前11時より、対策本部全構成員が参加し、東京電力本店に

赴き、要求書を提出してきました。更に2月21日、再び対策本部に全構成員で上京、12時20分より文科省で平野文科大臣と会見、14時より東京電力本店で2度目の交渉を行ってまいりました。現在までのところ、私たちが望むような回答は得ておりません。東京電力の回答書と交渉のやりとりにつきましては、ご参考までに各議員に配付いたしております。

以上で、福島県白河地方、会津地方原子力損害対策本部の設立から現在までの経緯を申し述べ、報告といたします。

次に、放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男君より発言を求められておりますので、これを許します。放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男君。

○放射能対策特別委員会委員長（佐藤富男君） それでは、放射能対策特別委員会委員長より報告を申し上げます。

平成24年の新年度を来月に控えまして、平成23年9月13日の西郷村議会第3回定例会において設置されました「放射能対策特別委員会」の現在までの活動状況の総括的な報告を申し上げます。

西郷村議会放射能対策特別委員会が設置された目的は、平成23年3月11日の東日本大震災を起因とした東京電力第一原子力発電所の爆発事故によって拡散された放射能汚染物質によって、今後、村で起こり得る村民の健康被害対策、除染対策、農作物の安全対策、住民の不安解消対策、そして、原子力災害による賠償請求に関する諸問題について総合的に調査、研究、そして活動することを目的に全会一致で可決され、正副議長を除き全議員16名が委員となって、正副議長のサポートとご助言をいただきながら活動を行ってまいりました。委員会は、健康被害及び除染対策班第1班、農作物の安全土壌調査及び除染対策第2班、風評被害補償、住民不安解消対策第3班の3班に分けられ、各班が迅速に、そして、精力的に西郷村民の安全、安心に全力で取り組んでまいりました。

活動を振り返ってみますと、10月4日、第1回特別委員会を行い、執行部から、3月12日の原発事故発生から現在までの放射能対策に関わる事業の説明を受けるとともに、議会として東京電力に対する福島県民全員への賠償を求めることなど、10項目の要望活動を取りまとめました。10月18日、第2回特別委員会を開催し、国や東京電力への要望活動の実施行程などを協議いたしました。10月25日には、福島県や政府等に要望活動を実施しました。福島県知事、総理官邸での総理大臣への要望活動を皮切りに産業経済大臣、文部科学大臣、民主党幹事長、そして福島県選出の衆・参国會議員の皆様を訪ね、放射能汚染による西郷村の実情を説明し、要望書を手渡してきたところであります。翌10月26日には東京電力本社を訪ね、広瀬常務に10項目にわたる要望書を手渡し、多数の関係職員と長時間にわたって協議を行いました。そして、西郷村民の率直な怒りや実害、そして西郷村の放射線が高線量であることなど、その実態を説明をしてまいりました。11月30日、第3回特別委員会を行い、東京電力原子力被害者支援対策本部の福島地域支援室長である林孝之様ほか8名の担当職員をこの西郷村議会議場に招き、長時間にわたって賠償や除染の協議を行

いました。

そんな中、12月6日、原子力損害賠償紛争審査会は、福島県内の原子力損害賠償対象区域を発表しました。しかし、この賠償対象区域には、西郷村を含む県南と会津が除外されておりました。12月7日、6日に発表されました原子力損害賠償紛争審査会の賠償対象区域から西郷村が除外されたことに対処するため、緊急に第4回特別委員会を開催しました。そして、国や東電に対し抗議行動を行うべきとの意見を全会一致で決議をいたしました。12月7日、前日に続いて第5回特別委員会を開催し、原子力損害賠償紛争審査会の所管である文部科学省と野田総理大臣への抗議書をもつての抗議活動を12月16日に行うことを決議いたしました。12月16日、早朝から役場前に全議員と担当職員等、総勢27名が参加し、バスを貸し切って東京に向かい文部科学省と野田総理へ強く抗議活動を行うとともに、福島県選出の国会議員に支援を要請してまいりました。特に問題の原子力損害賠償紛争審査会の所管庁である文部科学省では、大臣官房で原子力損害賠償対策室長の田中室長に強く抗議文を手渡すとともに、西郷村の原発事故以来の放射線量の詳細なデータと白河地方がまともに汚染されている汚染マップをパネルにして持参し、詳しく説明するとともに、この線量のデータと汚染マップを原子力損害賠償紛争審査会の能美会長に必ず渡してくれるよう依頼しました。田中室長は、これを必ず会長に渡すとの約束をしてくれたわけでございます。その甲斐があつてか、我々が抗議活動した5日後の12月21日に行われた第19回の原子力損害賠償紛争審査会の冒頭に、審査会長の能美会長が、この件に関わる議題を上程をいたしました。このときの議事録を読み上げてみます。

「それでは、今日の議題に入りたいと思いますが、今日この議題にはステップ2の終了についてというのが1つになっておりますけれども、実は前回、指針の追補ということで自主的避難区域、それから、自主的な避難などについての賠償についての追補の指針をこの審査会でもってお求めいただきましたが、前回決定した、この指針につきましても、対象区域、あるいは賠償の額などにつきまして、いろいろご批判など、あるいはご意見などをいただいております。そこで今日は、本日のメインの議題といえますか、あとの4つの議題の前に、前回の自主的な避難についての賠償について、特に区域の線引きにつきまして少しご説明を申し上げるとともに、これについて委員の皆様にご議論をいただければと思っている次第でございます。」ということで、私たちがこういうふうに行ったことについて、わざわざ上程をしてくれたというふうに私は理解をいたしております。

しかしながら、結果は賠償対象区域に指定されませんでした。12月22日付福島民報に、原子力損害賠償紛争審査会が21日に行われ、紛争審査会の能美会長はコメントで、「ただ、相当な放射線量の地域は賠償対象となる」と明言をされました。そして、2月29日の福島民報の「復興を問う」という特集の中でも、いわき市南部より放射線量の高い白河地方が対象外になるような不公平な状態になっていることが気になりだとも能美会長は申しております。そのうえで、この拡大もあり得ると試算をしております。このような能美会長のコメントは、西郷村や白河地方を指している



ことは間違いなく、私たち西郷村議会の抗議活動によって能美会長が白河地方の実情を理解され、状況が好転してきていると確信をいたしております。

ただ、紛争審査会の議事録を読むほどに、私は福島県のこの問題についての取り組みに強く疑義を感じてまいりましたので、後日、このことにつきましては、私の一般質問で明らかにしてまいりたいと思います。

12月20日、第6回特別委員会を開催し、再度、東京電力原子力被害者支援対策本部の福島地域支援室長林孝之様ほか8名の職員の皆様を西郷村議会議場に迎えて要望活動と協議を行いました。また、西郷村長に、放射能対策の全般にわたる施策について、特別委員会が作成した平成24年度予算や今後において取り組むべき提言書を手渡しました。その中で、提言書に盛り込まれた長期にわたって子ども達の健康を見守っていくために必要な子ども健康手帳は、いち早く24年1月に村長の英断によって配布されました。また、屋外での活動が制限されている子ども達のための屋内遊び場、いわゆるインドアパーク構想も、実施に必要な予算が平成24年度当初予算に盛り込まれるとともに、福島県への「安心こども基金」による補助申請も進んでおり、実現の見通しが立ってまいりました。担当職員の奮闘をお願い申し上げます。

平成24年1月17日、第7回特別委員会を開催しました。突然に福島県主導で作られた県南、会津地方の原子力損害賠償対策本部の設立総会が1月18日に開催されることから、本対策本部に西郷村議会が参加するうえでのスタンスを協議し、意思確認を行いました。西郷村が損害賠償対象区域に指定され、損害賠償や長期にわたる子ども達の安全、安心に対し損害賠償対象区域との差別がなされないようになるまで、決して妥協しないことなどを確認をいたしたわけであります。

以上のような特別委員会活動のほかにも、特別委員会の総合調整会議を6回開催いたしました。23年9月13日に放射能対策特別委員会が設置されて以来、今日まで15回の委員会の開催、ほかに班による調査活動等を数多く行って、放射能対策を委員全員が積極的に、そして迅速に活動し、推し進めてまいってきたところであります。

以上が、今日までの西郷村議会放射能対策特別委員会の実績報告ですが、1月31日に行われた西郷村議会放射能対策特別委員会総合調整会議で議論し、原子力損害賠償対象区域指定を西郷村単独ではなく、西白河郡内の町村議員との連携も必要ではないかとのことから、2月16日に西白河郡内町村議会と白河市議会の放射能対策関係議員との意見交換会を行いました。この意見交換会では、連絡協議会を立ち上げ、白河市、西白河郡内の町村議会とともに、東白川郡内の議会とも一体となって、損害賠償対象区域の指定を目指すべきだとの決議を行いました。

そして、2月29日、白河市及び西白河郡内の市町村議会の連絡協議会の設立案の審議を西郷村商工会館で行いました。その結果、西白河郡内の町村は結束して行うことを確認しましたが、白河市議会は新聞報道等への理由で態度を保留しております。具体的な決議事項や規約はお手元に配付したとおりでございますので、ご了承をお願い申し上げます。

さて、いよいよ3月末には損害賠償対象区域の住民に大人8万円、子ども・妊婦に

40万円から60万円の賠償金の支払いが始まります。県南地域の方々から大きな不満の声が聞こえてくるのが予想されます。住民の代表である私たち議会議員は、あらゆる努力をもって住民の期待に応えていかなければなりません。今後とも皆様とともに村民の皆様の期待に応えるために、共に頑張っていこうではありませんか。

以上をもちまして、特別委員会委員長報告といたします。

○議長（鈴木宏始君） 次に、村長より発言を求められておりますので、これを許します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時26分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午前10時26分）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おはようございます。

ただいま、福島県白河地方・会津地方原子力災害賠償対策本部等による文部科学省及び東京電力との交渉活動についてということでご報告がありました。

私もこの本部の副本部長として、そして平野大臣並びに東京電力との交渉の結果についてご報告するわけではありますが、ちょうどお手元の書類が出来まして、3月2日付で参っております。発言の詳細につきましては、ここに記載のとおりでございます。更に、ただいま特別委員長からも話しありましたとおり、まだ明確にはなっておりません。そういう中において、3月9日になりますと、補償金、賠償金の受け付けが始まるという報道がございます。この時期が一番混乱といいますか、はっきりするわけでありまして、そのことが差が付かないように申したということが、この中にも書いてあります。今後とも、このことが認められますように活動を続けていきたいと、このように思いますので、是非ともご支援を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に5番金田裕二君、6番仁平喜代治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木宏始君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、2月27日開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付しました日程のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より3月15日までの11日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月15日までの11日間と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第1号～第38号、報告第1号）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3，議案第1号より日程第41，報告第1号までの議案38件、報告1件を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日ここに、平成24年第1回西郷村議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用のところご参集を賜り誠に厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしますのは、議案、報告を合わせまして39件でございますが、提案理由を申し上げる前に、平成24年度の村政運営等につきまして所信の一端を申し上げ、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災東京電力第一原子力発電所の事故から、間もなく1年を迎えようとしておりますが、この間、議員の皆様には復旧、放射能対策など、多大なるご尽力を賜りまして、また村民各位、各企業の皆様などにも様々なご支援、ご協力をいただきまいました。心より感謝、御礼を申し上げたいと思います。

しかしながら、依然として問題は山積しており、日々新たな課題も発生しておりますが、震災前よりも良い西郷村を目指そうということで復興を進めてまいる考えでございます。

昨年3月11日、私たちは東日本大震災により、自然の力の強大さを身をもって体験し、以来、被災者や避難者の支援、災害復旧を進めてまいりましたが、半壊以上の世帯には災害援護資金の貸し付け10件、被災者生活再建支援金の支給が101件、半壊以上の住宅には応急修理費として52万円の補助を行い、80件の申し込み。一部損壊住宅の15万円の修繕工事費補助においては、510件の申し込みがございました。また、国保税、医療費個人負担の減免、固定資産税の減税を行っております。中小企業への支援では、借入利子・保証料を補給する中小企業経営合理化資金制度で、現在142件、5億9,000万以上の融資が実行されているところでございます。東京電力福島第一原子力発電所の事故は、科学万能主義に陥りがちな現代社会がもろ刃の剣を抱え、人間の英知がまだ脆弱であることを示しました。今も400人近くの方が浜通りから避難してきており、本村からは86人の方々が他県に避難をしている現状にあります。村では、平成23年度からの10年間を計画期間とした原子力災害復興計画を策定し、放射能の除染、健康管理、産業の復興等、3つの柱に復興計画を進めてまいる考えでございます。また、昨年7月には第1号の放射線マップを村民各位に配布をいたしました。計測器の貸し出しも行ってございます。現在の8号では122

地点の空間線量を表示し、貸し出しのデータも含めれば1,000か所以上計測してきております。しかしながら、中には1時間当たり1マイクロシーベルトを超える場所も依然として残っている状況でございます。

本村では、中学生以下には昨年10月、11月に線量バッジを配布し、2,257人の方から回収を行いました。特に高い数値を出したケースはないというところがございますが、引き続き12月から2月までの2回目を配布し、今回回収に臨んでいるところでもございます。ホールボディカウンターによる検査、子どもたちの甲状腺検査につきましても、県と協議を進めているところがございます。また、各学校、保育園、幼稚園の校庭、園庭の表土除去は終わっており、屋内の拭き取り、泥よけマットの設置などで線量低減化を図っておりますが、学校の建物や敷地の除染が残っておりますので、一般住宅とともに除染計画により対処してまいります。

通学路につきましては、PTAや子ども育成会、行政区の皆様方のご協力を得て洗浄を行ってきており、新年度でも協力団体の募集を行っております。また、除染等により発生する廃棄物の仮置き場につきましても、現在協議を進めている状況でございます。

農産物につきましては、今もタケノコ、野生のキノコ、干し椎茸、牧草、阿武隈川水系の鮎、ヤマメなどが制限を解除されておりますが、これら農林水産物の放射線量を測定するため、線量測定器を設置し、今月3台を追加し7台になる予定でございますので、既に1,800検体を測定してきましたが、現在は持ち込んだその日に検査ができる体制となっております。学校給食の食材には、これにより毎回測定を行い、NDのものだけを使用しております。また、本村では、各農家の玄米542検体の検査を行い、先に3検体から100ベクレルを超える放射線量が検出されたとの報道がございましたが、4月からは100ベクレル上限に基準が変更されますので、深耕やカリウムの施肥などにより対処し、作付けを実施してまいります。また、土壌の測定を行うため、24年度は移動式の線量計を2台備える予定でございます。農業畜産などの放射線対策は、今後もその方法等、より良い方法を研究して取り組んでまいります。

水道水に関しましては、1月まで週3回、2月からは2週間に1回測定を行ってきておりますが、地下水であるため検出限界以下でございます。井戸水や堀川ダムの水に関しましても、1キログラム当たり20ベクレルの基準を超えず検出限界以下でございます。

風評被害に関しましては、村内企業等のご協力をいただき、「がんばろう福島in西郷」を開催したほか、農協や広域市町村圏とともに物販等のPRを行い、風評払拭に努力をしてまいりました。引き続き、この努力を続けてまいります。基準の確立や広報の要請をしていくとともに、放射線対策に関するアドバイザーもお願いしておりますので、講演会の実施や村民の問い合わせ等に対応してまいります。

東京電力による企業、農家等への損害賠償に関しましては、各企業独自、あるいは農協や商工会などの団体で請求を行い、支払いも始められておりますが、原子力損害

賠償紛争審査会で示した原発事故の賠償対象区域から本村が外されたことにつきましては、先ほどの話の経過をたどっておるところでございます。この署名簿を平野文部科学大臣に手渡すとともに、引き続き交渉、あるいは要請活動を進めているところでございます。

こうした状況から、平成24年度の村政執行に臨むにあたり、自然と調和した快適な村づくりにつきましては、まずはじめに、安全、安心なふるさとへ、道路等の整備、消防、防災等について、新白河駅西口広場の造成、駅前西線の国道4号までの歩道の整備等、更には新田橋等の橋台工事等につきまして整備を図ってまいります。

また、消防に関しましては、虫笠の消防車を更新し、柏野のポンプを更新する予定でございます。また、新年度では東日本大震災を受け、地域防災計画を全面的に見直し、また災害史の発行も予定しているところでございます。

また、水環境保全といたしまして上下水道の整備でございますが、繰越となる羽太地区の農業集落排水の災害復旧を行い、公共下水道では、東高山から田土ヶ入までの下水道管の管渠の布設を行う予定でございます。工業用水につきましては、谷津田川改修に伴い、大平工業団地への送水管移設を行う予定でございます。

3つ目といたしまして、高度情報化社会の利用体制の整備でございますが、今年4月からは被災地域として延長されておりましたテレビ放送の完全デジタル化が行われます。川谷地区への中継局の設置は23年度に完了いたしました。難視聴区域につきましては、半分程度が解消される予定でございます。中継局でカバーできない難視聴地域につきましては、既に無料でBS放送による対応なども行ってまいりましたが、共同アンテナ設置なども考慮し、更に難視聴区域の解消を図ってまいります。

次に、景観保全、案内標識、文化財保護等でございますが、日光国立公園内の案内標識、あるいは下刈りなどを継続し、また文化財も被災しておりますので、適切な保存法に対応してまいりたいと思います。

次に、希望を持ち安心して暮らせる村づくりであります。子どもと関わる、見守る、育む生きがいづくりの推進につきましては、本村の保育園、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの利用は横ばいの状況にありますが、子育て支援に関しましては国も重点的に政策を打ち出しており、年を追うごとに充実してきておりますので、あるべき親子関係なども踏まえ、対応してまいりたいと思っております。

次に、食材と村のシンボルスポーツ、健康ウォーキング等の拡大、健康づくりであります。マクロビ給食などにより、小中学生等への食育を進めるとともに、引き続き線量測定を行い、安全な給食の提供を行ってまいります。

次に、安心できる地域医療体制の整備であります。医師や看護婦が不足する中、この地域におきましては、白河厚生総合病院が救急搬送、二次医療の核でもございますので、各種負担などにより応援をしていきたい。更に、新年度からは、高校生までの医療費の無料化、50歳以上の男性で人間ドックを受けられなかった方々への前立腺がん検査の委嘱補助、女性40歳以上の貧血検査の全額補助を新たに行っていく予定であります。

次に、各機関との連携による高齢者福祉の充実であります。高齢者見守りネットワーク活動事業を開始しております。一人暮らし、老老世帯などの調査なども含めて、高齢者等への支援を進めるとともに、要支援、要介護にならないための予防事業など、更なる高齢者施策の向上を行ってまいります。介護保険制度の確立と障害者福祉の充実であります。新年度は西郷村高齢者福祉計画、介護保険事業計画の3年ごとの見直しの年にあたっており、平成24年度から26年度までの介護保険料の改定を本議会に上程する予定でございます。このニーズ調査などにより、高齢者在宅サービスの充実、一人暮らし、老老世帯対策などのサービスを進めていくとともに、障害者福祉についても国、県の対応を見ながら適切に実施してまいります。

次に、自立と調和の人づくりであります。教育施設につきましては、西郷第一中学校の屋内運動場が23年度で完成いたしますが、駐輪場とテニスコートの整備は新年度へ繰越となります。震災による学校の補修工事も23年度でほぼ完了いたしますが、小田倉小学校校舎の亀裂の補修工事は繰り越しとなります。新年度は、各学校の除染などを行い、教育環境を整えてまいります。

次に、家庭、学校、地域社会の連携による教育力の向上についてであります。県においても学力向上は重要課題として考えており、本村も学力の実態把握を行ってきております。その結果や学校評価などにより、教育力の向上を図るとともに、家庭と学校の役割分担を踏まえながら、地域が一体となって教育力を高めるよう進めてまいります。西郷村こども宣言の実践など、心豊かになる教育の推進につきましては、文化センターの図書室の改築、更には利用の促進を図るとともに、ソーシャルワーカー事業による心のケア、悩み事相談などにも応じてまいります。また、スポーツ、文化などを含めて、豊かな情操を生み出す教育の推進のため、学校、スポーツ少年団などの支援を行ってまいります。

国際化、情報教育の推進であります。昨年の中学生海外派遣事業は、震災により、ブリティッシュヒルズの異文化体験事業となりました。新年度は海外派遣を実施したいと考えておりますが、いろいろ事情について協議をして決定したいと思っております。また、コンピュータを有効に利用し、情報化、国際化に資してまいります。更に、芸術、文化活動等の継承と実践のため、公民館活動の充実と伝統文化の保存、育成については、伝統行事や文化協会加盟の団体への補助、施設利用などの支援を引き続き行い、また、文化祭、総合美術展、青少年交流推進事業などの開催の支援、地域の盆踊りなどの支援を行ってまいります。那須甲子青少年自然の家や関係機関との連携による体験学習の充実につきましては、県の福島っ子体験活動応援事業を活用して、セカンドスクール、合同宿泊体験、生涯学習事業などで那須甲子青少年自然の家を利用し、体験学習を行ってまいります。

次に、生涯スポーツ、競技スポーツ振興のために各種団体との連携によるスポーツ教室や大会の開催、また指導者の育成を行い、従来からの各種大会の見直しなどを行いながら、スポーツ団体の育成、生涯スポーツ、競技スポーツの振興を図ってまいります。

4つ目に、豊かさを実感できる活力ある村づくりでございますが、県内の有効求人倍率は震災関連の求人に支えられており、なお、厳しい状況を脱してはおりません。緊急雇用対策事業等を行ってきておりますが、また職業訓練の要素を入れた委託事業なども実施してきておりましたが、県の絆づくり応援事業など、補助を受けての直接雇用、重点分野雇用創出事業などを行い、就職活動の支援を行ってまいります。

次に、エコファーマー、有機野菜、土づくりへの取り組みであります。原発事故の影響により農業は非常に厳しい状況にありますので、新年度は農地の線量低減化対策を優先するとともに、担い手の育成につきましては、新たに新規就農者支援事業を行ってまいります。

次に、地産地消の推進と地場産業の育成につきましては、地元野菜の直売なども実施しておりますが、大豆、そばなど転作を進め、地元の消費を推進するとともに、地場産業の育成に努めます。

広域観光の推進につきましては、風評被害による観光客の落ち込みを防ぐために、周辺市町村とともにPRなどを行っていくとともに、イベントを実施してまいりたいと思っております。

次に、企業活動の支援、企業誘致、村の産業の顔づくりにつきましては、復興企業立地補助金を活用した企業誘致を進めてまいりたいと考えておりますが、補助の条件から絞れてきているところでもございますので、引き続き県等との折衝、連携を進めてまいります。

商工業の組織強化と雇用対策、勤労者支援についてであります。経営改善普及事業の充実強化と財政基盤の確立のために、商工会の補助を行うとともに、中小企業合理化資金融資などを引き続き進めてまいります。

次に、農業生産基盤の確立についてであります。新年度は災害の繰越事業を中心に生産基盤の整備、水路等の整備を行ってまいります。平成23年度から本格的に実施されている米の戸別所得補償事業については、生産調整の要件を満たすことが条件でございますので、転作を進め、水稻農家の加入促進を進めるとともに、農協との連携を図り、営農組織の強化を行ってまいります。

次に、畜産振興への取り組みにつきましては、昨年、原乳や肉用牛の出荷制限、飼料購入など、酪農、畜産は大きな打撃を受けております。また、風評被害による価格の低迷も続いているところから、損害の賠償だけでなく、衰退に対応する確実な支援を行っていくとともに、家畜保健所との連携を進め、防疫体制を整えてまいりたいと思っております。

更に、協働のまちづくりであります。引き続き行政座談会など、村民の声を重視した協働のまちづくりを進めてまいります。引き続き、各行政区との調整により座談会を実施してまいる予定でございます。

更に、行政産業懇話会につきましては、地元企業、あるいは、その本社とは折にふれ機会を得て情報交換等を行っておりますが、経済活動に限らず、様々な行政への意見、要望等についても意見をお聞きし、その対応に取り組んでまいりたいと思ってお

ります。

以上、平成24年度の行政執行について的一端を申し上げましたが、このほかにも課題、対応しなければならない案件は山積しております。議員各位、住民の皆様のご指導を賜りながら、その解決、西郷村の発展に向けまして鋭意努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、平成24年第1回西郷村議会定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」ほか条例の制定、一部改正、廃止の議案が14件、道路線の認定、区域外自動路線認定の承諾の議案が各1件、指定管理者の指定の議案が2件、平成24年度当初予算が1件、平成23年度補正予算が8件の計38議案と報告が1件でございます。

まず、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。農地の放射能除染事業に要する備品を購入するため、経費を補正しなければなりませんでしたが、議会を招集するいとまがなかったために専決処分をしたものでございますので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第2号「西郷村課設置条例の一部を改正する条例」についてであります。放射線対策について、総合的に調整する課を設置し、併せて住民生活課の分掌する事務の一部を分掌させるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第3号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」であります。村長、副村長並びに教育長の給料の減額期間を延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第5号「西郷村震災復興基金条例」であります。東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興、雇用の維持など、地域の実情に応じた事業を実施するための経費に充当することを目的とした基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第6号「西郷村東日本大震災復興交付金基金条例」についてであります。東日本大震災復興特別区域法に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第7号「西郷村暴力団排除条例」であります。暴力団の排除を推進し、村民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展を図るため、新たに条例を制定しようとするものであります。議案第7号までの説明といたします。

#### ◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）



○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き提案理由の説明を続行いたします。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 次に、議案第8号「西郷村税条例の一部を改正する条例」ですが、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第9号「西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例」ですが、乳幼児・児童医療費助成の対象を18歳の年度末まで拡大するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第10号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」ですが、国民健康保険税の2割軽減の減額措置を平成22年度に遡及して適用するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第11号「西郷村老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」ですが、東日本大震災により施設内部が損壊し使用不能となったため、老人福祉センターを廃止しようとするものであります。

次に、議案第12号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」ですが、第5期介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から平成26年度までの介護保険料について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第13号「西郷村営住宅等条例の一部を改正する条例」ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第14号「西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」ですが、東日本大震災により被災した集会施設の建て替えに伴う施設用地の変更等があったため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第15号「西郷村公民館条例の一部を改正する条例」ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第16号「西郷村道路線の認定について」ですが、岩下3号線については、谷津田川河川改修工事に伴う道路整備により、その他の道路につきましては、地域の生活用道路として村道に認定しようとするものであります。

次に、議案第17号「区域外市道路線認定の承諾について」ですが、白河複合型拠点工業用地造成事業、「工業の森」に伴う白河市道整備に関し、その一部が当村区域内長坂字土生地内にかかるもので、白河市から区域外市道路線の認定について協議があり、市道路線の認定を承諾しようとするものであります。

次に、議案第18号「指定管理者の指定について」ですが、西郷村高齢者生活支援センター及び西郷村デイサービスの指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号「指定管理者の指定について」であります。西郷村温泉健康センター及び西郷村家族旅行村の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号「平成24年度西郷村一般会計予算」についてご説明申し上げます。平成24年度の西郷村一般会計予算は、歳入歳出総額94億2,000万円で、対前年度比25.3%の増、額にして19億円の増となりました。

はじめに、平成24年度歳入予算についてご説明申し上げます。まず、村税では、総額30億8,105万7,000円を計上いたしました。対前年度比20.3%の減、額で7億8,227万8,000円の減となりました。主な内容であります。はじめに法人村民税であります。平成22年度の後半に一部の業種において若干の持ち直しの兆しが見え始めましたが、3月の大震災に加え、ここ数年続いております円高などが村内の企業収益にも大きな影響を及ぼしております。これらの要因から、平成24年度の法人村民税額は対前年度比61.7%減の3億510万円の計上となりました。また、個人村民税につきましても、就労環境が依然として厳しい状況であり、個人の給与所得が思うように伸びていないことなどから、対前年度比0.6%の減の6億5,157万1,000円としたところでございます。次に固定資産税であります。土地家屋償却資産のいずれにおいても、評価替えによる評価見直しや震災等の影響による減額となり、固定資産税総額で対前年度比13.5%の減、額にして3億432万9,000円の減としたものでございます。また、入湯税は、原発事故による風評被害の影響などから、前年度比760万円の減となりました。その他、軽自動車税は前年並みの収入予測、村たばこ税につきましても、税法改正による消費落ち込みが安定したことなどから、対前年度比で2,500万円の増加となりました。次に、地方交付税であります。普通交付税につきましても、交付基準額が変更されて3年目となり、前年度比1億円減の2億5,000万円の計上したところでございます。また、特別交付税は、従来の交付分に加え23年度に引き続き震災復興特別交付税を計上いたしました。これら地方交付税総額では、前年度比130.4%の増、8億2,929万9,000円の計上しております。次に、国庫支出金につきましても、総額で9億5,474万9,000円となりました。主な内容は、国庫負担金では自立支援給付事業国庫負担金に8,576万3,000円、児童手当負担金に2億9,807万4,000円、土木施設災害復旧費負担金に1億5,785万8,000円、また、国庫補助金では、東日本大震災にかかる災害等廃棄物処理事業費補助金として2,532万7,000円、社会資本整備総合交付金として1億9,020万円を計上したところでございます。次に、県支出金につきましても、総額で対前年度比14億3,965万7,000円の増、19億4,908万5,000円を計上したところでございます。増額の主なものとしたしましては、西郷村除染計画に基づき行う除染事業に対する衛生費県補助金として、除染対策事業交付金13億6,573万7,000円、線量低減化活動支援事業補助金2,033万2,000円を計上いたしました。また、そのほかの主な内容としたしましては、県負担金では児童手当負担金に5,039万2,000

円を、県補助金では、小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金補助金7,000万円、福島県東日本大震災農業生産対策交付金として2,500万円、県単補助金1,750万円を計上いたしました。更に、震災対応としての緊急雇用創出基金事業補助金として1億4,839万円を計上したところであります。次に、繰入金につきましては、小規模道水路整備事業費等生活関連予算経費に充てるため、公共施設整備基金繰入金3,900万円、医療費無料化に要する経費に充てるため、子育て基金繰入金2,000万円をそれぞれ計上したところでございます。また、東高山ニュータウン等の災害復旧事業である造成宅地滑動崩落緊急対策事業費に充てるため、東日本大震災復興交付金基金繰入金として4億3,498万2,000円を、更に、住民の安心、安全、生活再建支援など、震災からの復興に向けたきめ細やかな事業に充てるために、震災復興基金繰入金8,565万7,000円を計上いたしました。これらの基金繰入金の主な内容といたしまして、繰入金総額で前年度比3億7,375万4,000円増の5億8,484万8,000円を計上したところでございます。次に、諸収入につきましては、福島県信用保証協会貸付金回収金1億5,000万円を主な内容として、前年度比3,551万5,000円の増、総額では2億1,319万5,000円を計上いたしました。村債についてであります。総額で11億7,360万円を計上したところでございます。主な内容は、地方道路等整備事業やまちづくり交付金事業など、また、臨時財政対策債は、従来の普通交付税からの人口基礎分、財源不足額基礎分の振替相当額9億6,500万円を計上したところでございます。

次に、歳出でございますが、主な特徴点についてご説明いたします。義務的経費については、平成24年度の義務的経費につきましては、総額29億7,406万1,000円となりました。対前年度比3.2%の減、額で9,747万2,000円の減となっております。主な内訳は、扶助費は総額で9億258万8,000円、主な内容といたしましては、児童手当に4億150万8,000円、高校生までの医療費無料化に対応するための児童医療費助成費に9,627万9,000円、自立支援給付事業費に1億7,356万5,000円を計上いたしました。また、人件費では、職員数の減少等により総額5,106万7,000円の減額となったところでございます。次に投資的経費につきましては、対前年度比6億469万5,000円の増、総額19億7,497万4,000円となりました。引き続き震災からの復旧、復興を早急に進めるため、普通建設事業費など大幅な予算増となったものでございます。主なものは、公共土木施設災害復旧費として2億7,638万8,000円、まちづくりや道路整備などの交付金である社会資本整備総合交付金事業費として4億6,966万1,000円、造成宅地滑動崩落緊急対策事業費に5億7,997万5,000円を計上したところでございます。また、県単治山事業費として2,502万1,000円、更に放射線の影響による乳児等が安心して遊べる場の確保が難しい現状に鑑み、屋内遊び場確保事業費として1,000万円を計上したところでございます。次に、物件費や補助費など、その他の経費については、対前年度比45.6%、額にして13億9,351万7,000円の増額となりました。主なものは物件費でありまして、放射

性物質除染対策事業費などを主な内容として、総額13億473万3,000円でございます。その他、物件費といたしましては、みずほ保育園施設運営費として1億1,297万2,000円、PSA検査等の住民検診諸費として2,323万1,000円、震災で被災した児童生徒の抱える多様な問題に対応できる専門スタッフを配置するため、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業費として268万円を計上し、更に、震災対応としての緊急雇用創出基金事業費として1億4,839万円を計上したところでございます。また、補助費等では、西白河地方衛生処理一部事務組合等の統廃合を受け、白河地方広域市町村圏整備組合負担金として3億8,893万9,000円、風評被害対策事業費として150万円などを主なものとして、総額9億258万8,000円となりました。更に、貸付金として、村内の中小企業対策費として、中小企業経営合理化資金融資原資貸付金として1億5,000万円など、総額1億6,770万円を計上したところでございます。

次に、議案第21号から議案第28号までの各特別会計予算並びに議案第29号、議案第30号の企業会計予算につきましては、それぞれの事業目的達成のための予算としたところでございます。

次に、議案第31号「平成23年度西郷村一般会計補正予算（第11号）」についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、数次の補正を経て最終補正となりますが、歳入歳出それぞれ9,220万6,000円を増額補正し、歳入歳出総額104億6,586万2,000円とするものでございます。まず歳入補正の主なものにつきましては、村税については総額1億5,930万1,000円を増額し、32億3,288万8,000円といたしました。主な内容といたしましては、法人村民税1億140万円、村たばこ税4,700万円を増額補正するものであります。次に、地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税を主なものとして2,148万8,000円を減額補正し、総額1億2,085万3,000円としたところでございます。次に、地方交付税につきましては、特別交付税2億6,139万3,000円を増額し、震災復興特別交付税8億2,140万9,000円を計上し、総額10億8,280万2,000円となりました。次に、国庫県支出金につきましては、各補助事業費の確定を受け、それぞれ補助金の増額補正を行っております。また、新規に交付決定を受けたもの、更には変更となったもの等の補正を含め、国庫県支出金総体で4億7,937万5,000円の増額補正をし、総額31億4,517万4,000円とするものでございます。主なものは、国庫補助金として、東日本大震災復興交付金4億3,498万2,000円、県補助金として、福島県市町村復興支援交付金3億303万8,000円、除染対策事業交付金1億9,927万3,000円、林道改良事業補助金2,450万円を増額補正いたしました。また、災害関連地域防災崖崩れ対策事業費国、県補助金3億2,934万6,000円、土木施設災害復旧費国庫負担金4,804万9,000円をそれぞれ減額補正いたしました。次に、繰入金では、総額7億1,005万9,000円を減額いたしました。主な内容といたしましては、財政調整積立基金繰入金6億5,533万8,000円、公共施設整備基金繰入金5,344万7,000円を減額補

正いたします。いずれも災害関連事業費への繰り入れ分を財源の確定により減額するものでございます。次に、村債では、災害復旧事業費等当初起債予定しておりました事業費につきまして、災害復興特別交付税により措置されることとなったことを受け、総額9億170万円の減額補正といたしました。

次に、歳出補正でございますが、はじめに増額補正となった事業でございますが、総務費では歳入で申しあげましたとおり、2つの交付金をそれぞれ震災復興基金積立金3億303万8,000円、東日本大震災復興交付金基金積立金4億3,498万2,000円を計上したところでございます。また、農林水産業費では、林道改良事業工事費として3,800万円、消防費では、消防救急無線デジタル化として白河地方広域市町村圏整備組合負担金3,941万2,000円を、教育費では、川谷中学校屋内運動場耐震化のため学校施設環境改善交付金事業として3,794万7,000円をそれぞれ計上いたしました。次に、減額補正を行った事業費でございますが、総務費では放射能除染対策事業費4,913万2,000円、線量低減化活動支援事業費2,982万1,000円、農林水産業費では、農業施設災害復旧費2,000万円、土木費では、災害関連地域防災崖崩れ対策事業費3億6,094万円、土木施設災害復旧費8,229万5,000円、教育費では、学校施設災害復旧費4,962万1,000円を、それぞれ減額補正いたします。いずれの事業も事業費の確定等により減額補正とするものであります。

次に、第2表繰越明許費についてであります。昨年の大震災以降、災害の復旧、復興につきましては、全力を挙げて取り組んでいるところでございますが、今回の災害にかかる復旧事業につきましては、東北地方を中心に膨大な事務事業量が発生いたしました。そのため、国の補助査定等が中長期にわたり、各種補助等の決定時期も遅れるなどしております。また、復旧工事等に携わる事業者等につきましても、その確保が難しくなるなどの状況となっており、このことは震災以外の事業への影響も及ぼしております。その結果、十分な工期等がとれず、事業等の年度内完了ができないという状況が発生しているところでございます。本補正の第2表繰越明許費に列挙いたしました20事業につきましては、これらの事情によるものであり、その額で9億6,455万1,000円とするものでございます。

次に、3表地方債補正につきましては、それぞれの変更の補正を行うものでございます。

次に、議案第32号から38号までの各特別会計補正予算並びに企業会計補正予算につきましては、それぞれの事業目的を達成すべく所要の補正を行うものでございます。

続きまして、報告第1号「専決処分の報告について」であります。福島県市町村総合事務組合を組織する団体の増減及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について専決処分をしたので、報告するものでございます。

以上、提案をいたしました議案の大要につきましてご説明申し上げました。細部につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議のうえご議決を賜りますよう、

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第1号から議案第7号に対する細部説明を求めます。  
訂正します。

議案第6号までの細部説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き細部説明を続行いたします。

議案第7号に対する細部説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第8号に対する細部説明を求めます。税務課長。

（税務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第9号、第10号に対する細部説明を求めます。  
福祉課長。

（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第11号、第12号に対する細部説明を求めます。  
健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第13号に対する細部説明を求めます。建設課長。

（建設課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第14号、第15号に対する細部説明を求めます。  
生涯学習課長。

（生涯学習課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第16号、第17号に対する細部説明を求めます。  
建設課長。

（建設課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第18号、第19号及び第20号に対する細部説明  
を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第21号に対する細部説明を求めます。住民生活課  
長。

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第22号に対する細部説明を求めます。福祉課長。  
（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第23号に対する細部説明を求めます。建設課長。  
（建設課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第24号、第25号に対する細部説明を求めます。  
上下水道課長。  
（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第26号、第27号に対する細部説明を求めます。  
健康推進課長。  
（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第28号に対する細部説明を求めます。福祉課長。  
（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第29号、第30号に対する細部説明を求めます。  
上下水道課長。  
（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第31号に対する細部説明を求めます。総務課長。  
（総務課長、議案書により細部説明）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。  
（午後2時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。  
（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、細部説明を続行いたします。  
議案第32号に対する細部説明を求めます。住民生活課長。  
（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第33号に対する細部説明を求めます。福祉課長。  
（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第34号、第35号に対する細部説明を求めます。  
上下水道課長。  
（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第36号に対する細部説明を求めます。健康推進課長。  
（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第37号、第38号に対する細部説明を求めます。  
上下水道課長。  
（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、報告第1号に対する細部説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により細部説明)

○議長（鈴木宏始君） 以上で細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日3月6日より3月8日までの3日間は予算説明会となっておりますので、出席願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時40分)